

## 松川村「広報まつかわ」への広告掲載等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松川村有料広告掲載要綱（平成20年松川村要綱第13号）に基づき、松川村「広報まつかわ」（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、村長が指定するページの下段とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の大きさは、1枠当たり縦4.5cm×横8.5cmとする。ただし、村長が認めたときは、2枠を1枠の広告（縦4.5cm×横17.5cm）とすることができる。

(広告の内容等)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、広報紙のイメージを損なうことのないように調整し掲載するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1月当たり1枠 8,000円
- (2) 1月当たり2枠を1枠 16,000円

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は1月単位とする。ただし、更新は妨げない。

(協議)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年要領第4号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。